

令和3年第3回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和3年3月10日(水) 午後1時30分

2 閉会 令和3年3月10日(水) 午後3時48分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 14人

1番 渡邊 豊	2番 定井 正雄(会長)
3番 林 眞理(農政担当)	4番 國府 直幸
5番 若林 勤	6番 小原 弘
7番 小西 忍	9番 阿部 英志
10番 渡邊 則文	11番 能登谷 和正(会長代理)
12番 仮谷 昌典	13番 中田 省吾
14番 犬飼 正己	15番 秋山 陽太郎(農地担当)

欠席 1人 8番 河田 直樹

5 出席した農地利用最適化推進委員

茅原 弘和 前田 操 守安 淳市 山田 隆正 小西 安彦
竹内 功次 黒江 冊旨

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

7 議事録署名委員

5番委員 6番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第13号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第14号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第16号 農用地利用集積計画について

報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆様大変ご苦勞様でございます。3月も半ばになってきておりますけれど、朝夕はまだまだ寒い日が続いておりますけれど、昼間になりますと非常に春らしくなっております。そして、今話題のコロナ、これとても心配しておりますし、また、変異ウィルス、これもまた非常にどう言うんですか、付き易い言うんですか、かかりやすいと言うような事でとても心配をいたしておりますし、また皆さん方も特に気を付けていただきたいと思います。また、3月も半ばになっておりますけれ

ど、年度末またあるいは、また新しい年を迎える事、決算あるいは新しく年度を迎える準備、色々な事で多忙な方もおられると思いますけれど、一生懸命計画を立ててやっていただきたいと思いません。ちょっと参考的にね、稲作をすることによって費用がどれくらいかかるかないうて私も6反程やっております。そうした中で、一反が農薬と肥料だけで3万3千円ぐらいかかるかなと。抜ける分は田植の8千円、粗挽きの1万円、代掻き1万円、コンバインが1万8千円、そして乾燥籾摺りが1俵2千3百円かなと。そして残りの水、番を見るのがまあ営農組合でいきますと、5月から9月までみて1反が3千円くらいの費用をつけております。非常にどう言うんですか、高価な米の値段ですけど、売り買いについては1万2,3千円等々でございまして、費用を結構かけて安いかなってような感じがしておりますけど、まああの、私たち農業委員は農地を守る事、またどう言うんですか、食料自給率を高めるというような事で皆さん方も一生懸命に尽くしていただきたいと思いません。

それでは、只今より令和3年第3回総社市農業委員会総会を開会いたします。只今の出席は、農業委員が14名、欠席が1名です。欠席者は8番委員でございまして。農地利用最適化推進委員が7名出席しております。農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しております。よって総会が成立していることを報告します。本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております日程表のとおり進めてまいりますので、皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにするようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、5番委員、6番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

次に、日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

次に日程第3 付議事件の審議に入りますが、令和3年3月9日付けで総社市長片岡聡一から協議があったことから、追加議案1件を提出いたします。

それでは、農地担当の秋山委員、審議をよろしくお願いいたします。

【議案第6号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。それではまず、付議事件の審議に入ります前に資料の訂正をお願いします。事務局お願いします。

(主査)

すいません。議案番号の訂正をお願いしたいと思います。議事日程の方は今回議案番号が第11号からとなっておりますが、正しいものは議案第13号から第3条、以降14号、15号で、今回追加が1件ありますが、16号となります。議案の表紙の方が間違っておりまして、案件の所にある番号が正しいものになります。申し訳ありませんが、訂正の方をお願いします。

(農地担当)

今事務局からありましたように、議案それぞれ二つ後の番号の方へお直しくさいますようお願いいたします。

それでは、付議事件の審議に入ります。議案第13号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第13号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号72番】

(農地担当)

まず、今回のこの3条でございますが、2ページ72番、西郡の件、これの申請人が新規の方となっております。慣例によりまして、申請者からの聞き取りを行うため、本日の総会にお呼びいたしております。この件につきまして、審議の進め方を次のようにさせていただきます。まず最初に、地元委員さんより該当農地の現状について、まずご説明をいただきます。その後、申請者に入室いただきまして、申請者への質疑応答に入るようにいたします。申請者の入室後は最初に私の方から基本的な事の説明を数点求めます。それを受けた後に委員の皆さま方からご質疑をいただきます。質疑が出尽くした後に、申請者には退室していただき通常の審議に入るようにいたします。このような流れで進行いたしますので、よろしく願いいたします。なお、総会に出席していただいている関係がありまして、この72番の件を一番最初に審議をさせていただきます。

それでは72番、西郡の件につきましてまず地元委員の現状について説明をお願いいたします。

(9番委員)

現状ですけども、とりあえず場所から言ってみましょうか。お宮の前から、県道のお宮の前からずっと山手に向かって走ると●●●●●がありますかね。それを南東側にちょっと中に入った、まあ100メートル程入った所に細長い田んぼがあります。隣はまあ民家ですけど、そのほとりに細長い田んぼがあります。それが1町ともう1町は●●●●●のちょうど西側。道を挟んで西側にあります。ここも細長い田んぼでございます。でまあ3、4年前まではきちっと皆さんと、同じ地元の方ときちっとしておったんですけど、急遽2年程前ですか、辞められて2年間放置状態です。だから結構草が高い状態になっております。もう西郡はね、非常に荒地が少ないんですけども、非常に目立って気にはなりました。まあ苦情もその民家のほとりは草が伸びて虫が湧くからと嫌がって苦情も出たことがあります。そういう状況です今は。

(農地担当)

ありがとうございます。それでは、申請者に入室をしていただきます。

(農地担当)

●●さん、本日はお忙しい中ご出席の方ありがとうございます。私は農地関係の担当をしております●●と申します。本日はよろしく願いいたします。

まず、私の方から基本的な事につきまして幾つかお尋ねをさせていただきます。その後、委員さんからの質問にお答えいただくようになりますのでお願いいたします。

(申請者)

はい。

(農地担当)

なお、この総会は議事録作成上、録音をいたしておりますのでご了承の方よろしく願いいたします。

それでは、私の方から数点お尋ねするんですけども、●●さんは現在●●●にお住まいとの事ですけれども、現在までの農業のご経験等を含めて、まず自己紹介の方をよろしく願いいたします。

(申請者)

●●●の●●●●●に住みます●●●●●と言います。長年うちの親父の手伝いでずっと農作業とかやってまいりましたが、数年前に親父が亡くなってしまったので、現在は自分一人が基本です。昭和57年に●●高校を卒業した後に、●●大学に行きまして、その後●●●●●関係の会社とかいくつか行ってました。現在は建設関係の会社です。まああの、自営業に近いのであれですけど、で、農業は親父と一緒に、だから何年になるのかな。もう20年以上はやっていると思います。で、えっと何言やあえんかな。

(農地担当)

現在●●●の方でお持ちの農地は、作付けは米を中心にされておられるんですか。

(申請者)

そうです。44アール耕作してます。で、親父が存命中は果樹もやってたんですけど、ちょっと親父の体調がすぐれなくて、心臓が悪化してから、ちょっと果樹の方はあんまりやってなくて。それまでは桃とかやってました。

(農地担当)

では、今現在は水稻作、米作が中心ということで。

(申請者)

そうですね。米作が主です。

(農地担当)

分かりました。それでは私からもう1点。今回申請で西郡地区の農地を取得という事なんですけ

れども、今回これを取得しようとする経緯、また取得した後の西郡の農地の利用の計画等を教えていただければと思います。

(申請者)

はい。あのう、実際には数年前から持ち主の●●さんが元々親父の関係でよく知っている間柄であったので、山手の農地が、さすがに向こうからだと遠すぎるので、作ってくれないかというのが最初のきっかけです。それからお借りして、米を作っていました。ただ、実は去年●●●●の苗代言うんですかね、あのう苗を置いとったところをイノシシに荒らされちゃって、植え付けする苗が足りなくなっちゃって、それで去年はやむなくちょっと作付けを断念したんですけども。それまでは、数年にわたって耕作してました。で、この度●●さんの方から名義を変えたいという話がありました。それで今回の申請となりました。

(農地担当)

はい、分かりました。もう1点私から。まあ●●●●の方が本拠という中で、今回西郡の農地を取得するに至って、コンバイン、トラクター等の農機具はお持ちという事なんですけれども、実際運んできて営農されるのか、その辺りの予定等を教えてもらえればと。

(申請者)

あのう、コンバインに関しては提出書類に漏れてまして、記載されていないんですけども、キセキの機種で3条刈のやつがあります。で、コンバインとか大型農機の移動に関しましては、川上農機さんをお願いして回送していただいています。

(農地担当)

はい、分かりました。ありがとうございます。それでは、続きまして今の●●さんのご説明等も受けまして、委員の方々から他にご質問をお願いできればと思います。どなたからでも結構ですので、挙手の上ご質問をお願いいたします。

(3番委員)

今、川上農機さんから農機の搬送をお願いして対応していく話だったんですけども、これは毎年の事があるんですけども、それは長期にわたってそんな事が可能な状況なんですか。

(申請者)

はい。川上農機さんの方で車両積載車というのをお持ちなので、それを1回回送時に5千円程度必要なんですけども、それで移動をお願いして運んでいます。

(3番委員)

ほんなら来年あたり無くなるとかいうんじゃないに。

(申請者)

それは無いです。大丈夫です。

(3番委員)

それから、あと今回の分が2反少々ですね。あと2反言うと何か中途半端な格好になるかと思うんですけども、機会があったら他の周辺地域で、そういった土地が出てきたらそれも一緒に手掛け

るというか、そういった計画はあるんですか。

(申請者)

えっと、今のとこ直ちには無いですけども。まあ余裕があれば、とは思ってます。

(3番委員)

あと建設業か何か、自営業みたいな形でされてるとするのは、それは建設業と農業両方で生計を賄うという事ですか。

(申請者)

はい。そうです。ただ、建設業と言っても主にやっていたのはうちの親父が主体でやってたので、現状そうですね、コロナの影響もあってなのかちょっと仕事が少ないのは少ないんで、現在は知り合いの大工さんの所で手伝い仕事みたいな感じにはなってますけど。

(3番委員)

土木じゃなしに建物を造りようるんですか。

(申請者)

そうですね。

(3番委員)

はい、分かりました。

(農地担当)

他にどなたか、ご質問ございませんか。

(11番委員)

ちょっとお尋ねなんですけども、まあ今までにもこれ2枚とも耕作をされてきたという事なんですけど、これは離れてるんですか、だいふ。

(申請者)

若干。

(11番委員)

距離的には？

(申請者)

えっとね、県道の清音線を挟んで南北に、あれ100メートルぐらいかな。

(11番委員)

そんなもんですか。

(申請者)

100メートルぐらい離れていると思います。

(11番委員)

じゃあ比較的近いところではある。

(申請者)

その間はだからちょっと農機は自走してますけどね。

(1 1 番委員)

で、あと今までやってこられたという事ですから、問題無いのかもしれませんが、水の管理であるとか草刈りであるとか、それはやっぱりその地域のに合わせてやるんですか、それとも個人的にやるんですか。

(申請者)

草刈りは個人的にやっています。あの、水路に関してはお話伺ってて使い方聞いてますし、あれ高梁川の水利ですかね、は何か請求書が来るんでお支払いしています。

(1 1 番委員)

ならその辺もじゃあどう言うんですか、地元のやり方に合わせてやられてると。

(申請者)

はい。

(1 1 番委員)

まあそれは今後ともお願いをしたいと思います。

(申請者)

はい。

(農地担当)

他にどなたか、ご質問ございませんか。

(6 番委員)

さっきのお話ですと、お一人なんですね。

(申請者)

あっ、はい。そうです。

(6 番委員)

で、まあ建設関係の仕事をやりながらいう事でしたけど、実際米が4 6 アールと今度2 反で6 4 アールぐらいなんですね。

(申請者)

はい。

(6 番委員)

それ、まあ色々手間がかかるんじゃないけど、そういうまあ百姓の方が疎かになるっていうような事はないんですね。

(申請者)

それはないと思います。

(6 番委員)

というのはコンバインだけの話じゃけど、わざわざまたトラクター等々みな輸送されるっちゃう事ですね。

(申請者)

はい、そうです。田植え機に関しては軽トラでも積載可能なので。軽トラで移動しますけど。

(農地担当)

6番委員よろしいですか。

(6番委員)

はい。すいません。

(農地担当)

すいません、私からもう1点。9番委員、今回の農地の水の管理等は、頻繁に見んと行けんような田んぼなのか、その辺をちょっと教えていただければと思います。

(9番委員)

私もちょっと質問しようかなあと思っと思ったんですけど、十二箇郷から入るんですけど、2カ所ぐらい堰をせにゃあいかん。堰をする所は大体細くなるんですね川が。段々細くなっていくんですわな。そうするとね、遠くから来とる人は、そこへ1町だけ水を入れるのにじっと待つのも嫌がるんです。せえで最初のうちは水はゆっくり流れて来ますわな。段々溜まれば勢いよく来る。せでそうしょうりゃあ上の方で堰板を開けられると一気に来るという事で、あのちょうど●●●●●の周辺が結構浸かったことがあるんです。へえであっこの所が倉敷から作られとる人もおるんですけど、そういう人がまあやるんです。ちょっと水だけ言うて、ちょっと実家に帰ろうとか、家に帰っているか、どこどこ行ってとか言うて、で溢れ返ることがあるんで、そういう管理をねきちっと必ず水の量は変化するよという事を頭に入れてもろうて、してもらわなあかんいうふうに思います。へから、●●●●●の前の方はそう心配することは無いんですけど、そういうこと。

(農地担当)

●●●●●側の方が・・・

(9番委員)

が特に、はい。

(農地担当)

●●さん、その辺りの水環境もありますのでよろしくお願いします。

(申請者)

はい。分かりました。

(9番委員)

で、先程から聞いとると、親父と一緒にやっとるからもうそこらへんはよく分かつとるよという事でしたから、まあ安心はしとんですけど、必ずあそこずっと上から上げるような感じになるからね。あのう、●●●●●の前の田んぼが。

(申請者)

はい。

(9番委員)

上、上へ上げるような水になるから、下の方が溜まるんですわな。これの配慮。きちっとしても

らわにゃあかんと思うてます。

(申請者)

はい。

(9番委員)

私はあそこらへんに住んどるから、今度やられる時にゃあ見ますけど。

(農地担当)

他にご質問ございませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

他に無ければ、質問はこれで終わりますが、では最後に●●さんから委員に対して何か今回の件に関してご発言がありましたらお願いいたします。

(申請者)

そうですね、まあ、色々よろしくお願いいたします。

(農地担当)

分かりました。まあ、先程地元委員であります9番委員からお話がありましたが、やはりその地元の慣例、水具合等はよく地元の方に聞いてお願いできればと思います。

それでは、この後退席していただきまして、慎重に審議して結論を出すようにいたしますので。本日はどうもありがとうございました。

(申請者)

ありがとうございました。

【13:49 申請者退室】

(農地担当)

それでは審議を再開いたします。今申請人、受け人のお話を受けまして、では改めて地元委員としての見解の方から9番委員お願いいたします。

(9番委員)

まあ以前もね、ずっとしてもらっとる方なんで、まああの、親父が亡くなってから息子に変わるんでしょうけど、従来通りやってもらったら地元委員としたら構いません。いいと思います。

(農地担当)

他にこの件について、何かご質疑等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

事務局の方、特にありませんか。

(主査)

ありません。

(農地担当)

それではこの72番、西郡の案件でございますが、許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、72番は許可されました。

【受付番号70番】

(農地担当)

それでは、最初に戻りまして70番、八代、下原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この土地につきましてははですね、現在地目にありますとおり、全て4つとも田として利用されております。で、この譲渡し人の方の3名でございますけれども、この方々は、下原に住んでおられた方の相続人という事で、一昨年になりますか、亡くなられてこの3名の方が相続をされたという事でございますけれども、いずれも県外の方という事で、到底まあ引き続いて耕作をするという事は不可能でありまして、そういう事からこの3名の方から地元の方でどなたか耕作していただける人はいないだろうかというお話がございました。で、その亡くなられた方の身内の方に、まあ同じ部落の中におられるわけですが、その中で相談されまして、まあ結果的にこの譲受け人である●●●●さんという方が引き受けようかという事に話が決まったという事で、そういう事をお伝えしましたところ、譲渡し人の方も皆さんがそれで結構ですというお話で話がまとまったという事で、ここに書いてありますように、贈与という形で譲渡すという事になったわけでございます。で、譲受け人の方につきましては、ここにありますように●●●●●、●●●の職員ですが、

一旦定年退職をされた後、また、●の仕事を引続きやっておられますけれども、実はこの3月末で退職をされる予定だというふうに聞いております。まあそういう所で、まあ地元の方が引き続き耕作をしてくださるという事で、地元としては非常にありがたい事だというふうに思っております。以上でございます。

(農地担当)

それでは小西推進委員、何かございましたらお願いいたします。

(小西委員)

先程11番委員のご説明の通りで私の方からは何もございません。ご審議よろしくお願いたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

70番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、70番は許可されました。

【受付番号71番】

(農地担当)

それでは、続きまして71番、小寺の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員)

当該農地ですが、●●●●●●●●の交差点から3、400メートル程北に入った所にある畑地でございます。受け人と渡し人は、同じ小部落内に古くから住む関係でございます。今回無償という事で申請書挙がってきておりますが、実はこの農地は数十年前、今回の受け人、この方は果樹作、桃をしてるんですけども、先々代の時ぐらいから同じ場所で営農をしております。で、かなり昔に売買をしていたはずだった案件でございます。ただ、名義が変わっていなかったというのがこ

の時発覚いたしまして、まあ無償という事になっているんですけども、以前にそのお金のやり取りは済んでいるような案件でございます。従いましてこの畑、現状は既に受け人の方が一体とした園地として耕作がされております。そういう現状もございまして、地元としてはこの案件、何ら問題無いものと考えておりますので、よろしくご審議の程お願いいたします。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

71番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、71番は許可されました。

【受付番号73番】

(農地担当)

それでは、続きまして73番、槇谷の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(13番委員)

この土地ですけれど、平成4年度に圃場改良した所でありまして、●●にありまして、5反ちょっとあるんですが、その一番南側の1反ちょっとをまあこの譲受け人ですか、が買うという事で譲受け人の人は本業●●でありまして、両親と本人とが農業をやっとられて兼業農家という事がございます。それでまあ、この5反ってまあ一番南でまあこの譲受け人ですか、去年までやられとったんですけど体調を崩してまあ今車いすのカートいうんですか、電動カートに乗ってもう出来ないいう事でこの譲渡したい事になります。せえで譲受け人の人はまあ●●をしながら大体自作地が6反なんぼ田んぼがありまして植えておられます。せえから畑が1反6畝です。それから池中営農組合に4反ばあ貸し出しとるという事がございます。まあ結局買うとしましたならまあ売田でありますから、まあ残りを池中営農組合が植え付けをされとるんでまあとにかく春作業ですかね、代

掻きとかまあ田植え，これをまあ時期を合わせるようにしたら何とかできるんじゃないかいう事でございます。ま，よろしくお願ひします。

以上です。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

73番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，73番は許可されました。

【受付番号74番】

(農地担当)

それでは，続きまして74番，秦の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

この土地の取引に当たって，これ売買なんですけど，譲受け人，●●●さん●●歳農業という事で，●●●●●の方なんです。で，ちょっと最初見た時びっくりしたんで，どんな方か分からなかったんで。ちょっと色々事務局の方に問い合わせをしたり自分なりに調べてみると，数年前にお父さんが秦の地区の土地の取得をされておりました。でまあこの時にも多分調査は入ったんだろうと思うんですけど，現在水稻作をされて地域になじんで農業をされてるみたいなんです。で，息子さんが●●歳なんですけれど，今回同じ秦の地区で田んぼを購入するという事で，農業実績等色々気になったんですが，●●●の方に問い合わせをしてくださいという事で，事務局の方に●●●に問い合わせをお願いしました。で，まあ地元ともトラブルなく農業をされてるみたいなので，別段地元委員としては問題無いと思ひました。

以上，よろしくお願ひします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

74番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、74番は許可されました。

【受付番号75番、76番】

(農地担当)

続きまして75番、76番、どちらも富原の案件でございますが、関連がございますので一括審議とさせていただきます。それでは、これらの案件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

この75番、76番の3つの土地ですけれども、これは全て隣接をしております。●●●●をずっと西へ行きまして、●●●にぶつかる辺りでございます。で現在畑として、上の2つについては田となっておりますが、現実には畑として耕作されております。その所有者、譲渡人ですが、●●●●さんという方は、現在これ●●●に一人暮らしをされておられます。で、子どもさんは県内にはお1人おられるようですけれども、その方娘さん、それから県外に出られた方も娘さんという事でもう後を継ぐ人がいないという事で、もう処分したい。ご自分の方も体が十分でないという事で処分をしたいというふうに伺いました。それと譲受け人の●●●●さんは●●●●●●●●●●をされながら、農業をやっておられまして、機械器具等それから従事される方々も特に問題ございませんので、私の方としては特に問題無いものというふうに思っております。

以上でございます。

(農地担当)

それでは小西委員、補足がございましたらお願いいたします。

(小西委員)

11番委員のご説明の通り、まああの譲渡し人がですね、高齢でこのまま放置しておりますといずれ荒廃地、不作付地になる恐れがございますので、これは非常にいい事だと思います。ご審議よろしくをお願いします。

(農地担当)

それでは、これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

75番、76番、これらの件を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号77番】

(農地担当)

続きまして77番、井尻野の件につきまして、地元委員の説明をいたします。

(15番委員)

当該農地でございますが、井尻野となっておりますが、まあ●●●●でございます。●●●●から●●●●の線路を挟んで100メートルちょっと程東に入った所の農地でございます。地目田となっておりますが、現在は畑作利用。もうずっとこの所畑作利用をされておりました。受け人と渡し人はちょうど家がお向かいという状況でございますが、当該農地につきましては受け人の隣の位置になります。以前は渡し人の奥さん中心に畑地利用。まあ菜園のような使い方をされておりましたが、この渡し人、メインは葡萄をされておりました。で、今回の農地を主に利用していた奥さんが数年前ちょっと怪我をされまして、それ以降その菜園の守りがしにくいという状況で、維持管理だけが続けていたのが現状でございます。で今回の案件でございますが、受け人の●●さんが家の隣という事もありますので、もう管理をするという形で今回の話になったと伺っております。まあ地元として問題無いものと考えておりますので、よろしくご検討の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

77番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、77番は許可されました。

【受付番号78番】

(農地担当)

続きまして78番、宿の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(9番委員)

場所はですね、●●●●●を●●●から過ぎると左側です。山に近いところになるのかな。で、受け人が西郡ですからそちらの方を私から説明して、他の方は推進委員の黒江さんにやっていただきます。受け人の●●さんですけど、今現在まだ勿論会社に勤めておりますが、1、2年前から奥さんも非常にしたがっておりました。あの、桃ですこれ。要するに桃。桃まだ1年、2年しか経ってないんですけどまあ勿論実がなってないです。地元じゃあまあ1反ちょっとしかないんです。で、将来的には桃農家でやっていきたいんだと言ってまあ植えたんです。せで、そうしようとたまたまこの話が出て乗ったという流れでございます。後は推進委員よろしく申し上げます。

(農地担当)

では黒江委員お願いいたします。

(黒江委員)

今ここを耕作されている人が●●さんという人がやりよんですけど、●●さんともよく話し合いをされて指導を受けながらやりようるいう事なんで、特に問題は無いと思います。ご審議よろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

78番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、78番は許可されました。

【受付番号79番】

(農地担当)

続きまして79番、富原の件につきまして、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

譲渡し人につきましては先程申し上げた●●●●さん、75番の所と同じでございますので省略いたします。譲受け人の●●さんですけども、まあ●●●の傍ら農業をされておられて、自分の土地以外にもかなりの枚数を富原以外の所にも借りておられて、かなり手広くやっておられます。まあ、これからもやって欲しいというような話があれば引き受けるつもりだという事で、意欲は十分持っておられるようです。ここの4筆でございますけれども、●番●というのはですね、先程言いました●●●のすぐもうこれ上原とのすぐ境になりますが、県道沿いにありました。この所はちょっと長い事放置されておられたのか、草が生えておりますけれども、まあ田として利用するにはちょっと位置的に高くなっておりますので難しいかもしれませんが、それ以外の所はいずれも田として今まで利用されてきておったというところでございます、●●さんの方に●●●●●の所はどのようにされるかなという事でチラッと話を聞きましたら、すぐ、まあ畑として利用することは可能ではありますが、田としてはちょっと難しいかなという所でとりあえず管理だけはしていく。その後に畑として利用できればしていくというようなお話でございましたので、まあ意欲的にもそれから家族3人、奥さんと息子さんとでやっていくというところで、機械も全て揃っておりますので、そういう点では問題無いかなあという事で地元委員としては特に問題無いものと思っております。

以上でございます。

(農地担当)

それでは小西推進委員，補足がございましたらお願いいたします。

(小西委員)

今11番委員のご説明の通りで私の方からは付け加える事はございませんが，先程申しましたように一部原野と化しておる所もありますので，非常にいい事だと思います。よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

79番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，79番は許可されました。

【受付番号80番】

(農地担当)

続きまして4ページ80番，秦の件につきまして，地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

80番の申請なんですが，譲受け人の●●さん●●歳。ちょっと若い方なんですが，この方農業を始められてまだ間がないんですけど，渡し人が●●さんという方です。この方数年前に同じ方から土地を借りて農業を始められています。あのう，主体は野菜を作ったりされてる方です。今回同じ方から土地を増やし，借りて土地を増やしてハウスを建てて，施設茄子にも挑戦しようというふうな計画を聞いております。地元といたしましては別段問題は無いと思います。でまたあのう，今回は賃借の話になってますんで，期限もついております。地元の委員としては別段問題無いと思います。

以上です。

(農地担当)

それでは受け人の方が久代地区となっておりますので、久代の担当委員で1番委員にお調べいただいておりますのでお願いいたします。

(1番委員)

借受け人の●●さんですか。まあ●●歳と若いという事で、まあ農業高校を出られて農業大学校へ2年行かれて、でこうやって自分で今露地で茄子とかサツマイモ等を作られているというふうな事です。まああの家族の方も両親いらっしゃいますし、あのう、まあ若い人なんでこれからありますので、まあ10年の期限付きという事ですけどまあ、賃貸契約して若い人に農業の方頑張ってもらえればと思いますので、是非よろしくお願いします。

以上です。

(農地担当)

同じく久代地区の推進委員であります竹内委員、補足ございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

若い方で本当に意欲をもってですね、茄子等をもう既に作ったりしてますので、基本的には1番委員のご報告の通りでございますので、よろしくお願いします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

今も農業高校出て農業大学も出て非常に意欲を持ってんだっていう事、今現在作られてる耕地面積が1反無いんですね。で、今度まあこれで3反強ですか。いう形で作られるんだけど、これでは現在両親云々の田とか何とかちゅうのは無い訳ですか。これだけ、この1反で生活されとんのですか。

(農地担当)

今のご質問の件につきまして、事務局より補足いたします。

(主査)

申し訳ありませんが、ここの議案の方へ耕作面積が952平方メートルと入っておりますが、これは総社市内のみの農地になります。で、これとは別にですね、●●●の方でも耕作をされておまして、その面積が2,387平方メートルあります。すいません、議案書の方、ちょっとこちらを加えるのを忘れておりましたが、だから今現在で3反少々ですね。耕作しているようになります。申し訳ありません。

(6番委員)

はい。

(農地担当)

加えまして、年齢が若いと言うのと耕作者数の話も今6番委員からありましたが、それらにつきまして、この●●さんですが、1月総会かな。でも話が上がっていると思います。で今回の当該農

地で施設茄子ということもございまして、関連あります茅原委員、何かその●●さんに関しまして説明等いただけるのでしたらお願いいたします。

(茅原委員)

こちらの●●さんなんですけど、以前に新規就農奨励金の件でご紹介させていただいたものでございます。で、今までは●●の畑と同じ方から今までは流動化で借りられてまして、サツマイモ等を植えておられました。まあこの度賃借をいたしまして、こちらへビニールハウスを建てて施設茄子を作りたいという事でございます。で、今ハウスを建てる準備を進められておまして、2年にわたりトータル15アールのハウスを建設する予定となっております。まあ年齢が若いんで農業実績自体は少ないんですけども、高校卒業されて就農されて今2年間、うちであのう生産組合出荷されて実績の方着実に作られております。で、久代からという事ですので、圃場までまあ10分程度で行ける距離ですので耕作、管理に問題は無かろうかと思えます。また、農業後継者クラブの方にも加入されまして、まあこの度の農地、隣接される農地、概ねその後継者クラブのメンバーが耕作されている土地ですので、地元にもなじんでいけるんじゃないかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

(農地担当)

はい。ありがとうございます。只今の茅原委員の説明も含めまして、この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

80番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、80番は許可されました。

以上で議案第13号の審議は全て終了いたしました。

【議案第14号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に、議案第14号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

すいません。一旦休憩といたしますので、トイレに行きたい方は行って全員揃い次第、再開とさせていただきます。

【14：16～14：22 休憩】

(農地担当)

それではお揃いですので、休憩を閉じまして議事を再開いたします。

では、議案第14号につきまして事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第14号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号26番】

(農地担当)

それでは、6ページ26番、赤浜の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

3月5日に2番委員、15番委員、3番委員、黒江委員、高上委員、私の6名で現地調査を行いました。赤浜の●●●●のすぐ北側なんですけど、東は宅地、西が県道、南が宅地、北も宅地。以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

転用地の周辺の状況からお話しします。現状は東が宅地、西が県道、南が宅地、北が宅地。それから用水については、これは特別な用水はありません。で、排水につきましては申請地北側のコン

クリート土留に沿って水路があり、西側の既存の排水路に接続してあり別に問題はありません。日照・通風ですが、これは問題ありません。土砂の流出等につきましては、申請地北側にコンクリート土留を設置し、土砂が流出しないようにするという事です。総合判断として、問題は特にありません。

以上ですので、どうぞよろしくご審議お願いいたします。なお、始末書の提出がありましたので、この件につきましては事務局から説明をお願いいたします。

以上です。

(農地担当)

只今始末書の話もございましたように、現況雑地的な形になっております。それでは事務局より補足の方お願いいたします。

(主査)

それでは、報告にもありましたように、現在は申請地については舗装がされております。これは以前隣接する宅地に建物がありまして、そちらの駐車場として利用していたものでありまして、法の規定を知らずに申請人の父親がしていたということでありました。始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、他に何かご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6番委員)

申請人これ●●になってんですけど、この●●●●さんっていうのはこの●●の出の人ですか。そういうあれか、隣に自分の母屋か生家があるのか。その辺が63平方メートルちゅうんが非常に狭い土地なんだけど、何かその辺の関係があるんですか。

(農地担当)

ではその辺り、事務局お願いいたします。

(主査)

申請人、●●の方なんですけど、この土地については相続によって取得しております。で、一代前の所有者が●●にお住まいであった方でありまして、で今回申請にあるのはこの1筆だけなんですけど、この今回の申請地に隣接する部分、宅地がありまして、元々はお自宅があったものと思われまして。そちらも含めて一緒に相続をされております。

(6番委員)

はい、すみません。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

26番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、26番は許可されました。

以上をもちまして、議案第14号の審議は終了いたしました。

【議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

(農地担当)

次に議案第15号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第15号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

【受付番号108番】

(農地担当)

それでは108番、上林の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

申請地の場所は、●●●●の●●●●●の南側に●●がありまして、そのすぐ土手下いうんですか。に、あります。東が宅地、西が田、南が田、北が市道です。

以上です。

(農地担当)

ちなみに当該農地、現況といたしましては稲作後の形でございます。それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましては守安委員より問題は無いように聞いております。詳細につきましては守安委員の方から説明をいたします。よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは守安委員、お願いいたします。

(守安委員)

調査は3月4日に行って参りました。今言われましたように、東は宅地でその間に水路がございます。あとは西田んぼ、南田んぼ。で北側に市道、道路があります。用水ですが、用水は北側道路、反対側に用水がございます。用水は問題無いと思われま。また、雨水は沈殿枳を設置し、道路側の溝へ接続するという事です。生活排水は、合併浄化槽を使用し、直接道路側の溝に流入しないようにするそうです。また、日照・通風ですが、建物は二階建てで高さは8メートル程度のものです。周りに農地がありますが、日照・通風に支障が極力無いようにするそうです。また土砂ですが、申請地、隣接地の境界部分には土留壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないようにするという事です。総合判断的には何も問題無いと思っておりますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

108番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、108番は許可されました。

【受付番号111番】

(農地担当)

続きまして111番、総社の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

場所は●●●●を北へ、待てよ、昔の●●●●いうんですか、今これ●●●●が終点になってますが、そこを北へ向かって走って昔の小部落でいいますと●●●●いう所になるんですが、●●●●の一番奥いうんでうかね。山側です。東は県道、西が畑、南が畑、北が宅地です。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地、所在地は只今現地調査の報告にもありましたように●●●●の部落の北の端という辺りで、まあ●●●●を越えますとちょうど●●●●にぶち当たる所でございます。東西南北の周辺状況といたしましては只今現地調査の報告にありました通りでございますが、当該農地自体は受け人の家の進入路というかカーポートというか、そのカーポートに既になっております。という訳で、是正案件でございます。詳しくは当地区の推進委員でございます茅原委員にお調べいただいておりますので、茅原委員よろしくをお願いいたします。

(茅原委員)

こちらの案件ですけれども、既にカーポートとなっております。始末書の出ている案件でございます。ここは道路から宅地への高低差がかなりありまして、道路から宅地へ、降り口をコンクリート打ちをしています。そこへカーポートが建っているような形となっております。で、受け人本人にヒアリングしましたところ、県道の道路拡張に伴い境界の確認をしたところ、自分の思っていた境界の場所と違っていたという事が判明しまして、畑地へ割り込んでいたようでございます。で、もう自分の代できちんとしておきたいという事ですので、この度始末書も出されまして申請が上ってきているといった状況でございます。よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

ご報告にもありましたように、道路幅に伴う測量によって今回の件が判明したものでありまして、始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

111番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、111番は許可されました。

【受付番号112番】

(農地担当)

続きまして112番、窪木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。なお、4番委員、地元でございますのでそのまま報告の方もお願いいたします。

(4番委員)

場所は●●●●●●●●と●●●●という●●●●●●がありますが、そのちょうど真ん中あたり。それを180号より南へ抜ける市道があるんですが、180号から30メートル程入った所です。東が市道、南が田、西が田、北が宅地です。詳しくは推進委員の前田さんをお願いします。

(農地担当)

それでは、前田委員お願いいたします。

(前田委員)

周辺の状況は今4番委員が仰った通りです。次に営農条件への影響について説明します。用水につきましても、南の田に入れる用水は既存の用水路がありまして問題ありません。それから排水につきましても、雨水排水についてはこの度は舗装をしませんから法面の土に浸透する予定です。生活雑排水についても、車庫それから倉庫につきまして出ることはありません。日照・通風につきましても、現在もある車庫、倉庫ですので高さが5メートル程度です。南側が農地ですから農地への日照・通風に影響が出ないようにしていきたいと思います。土砂の流出につきましても、申請地の車庫と倉庫の南側と西側には、既存のコンクリート擁壁があり、隣接地に土が流出するような事はありません。また、西側には昔から石積みもあり、問題無いというふうに思います。総合判断としまして特に問題無いのでよろしくご審議の程お願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

この件もご報告にありましたように、空き家となった家を今回の受け人の方が購入することとなりましたが、空き家に隣接している倉庫が農地に建設されていたことが判明したため、今回始末書の方も提出され申請があったものでございます。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきましても、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

112番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、112番は許可されました。

【受付番号113番】

(農地担当)

続きまして113番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

●●●ってゆうのがあるんですが、そのすぐ西側です。俗にいう●●●●の一角です。東が道路、西が●●●●●●●●●●。●●●●●●●●●●です。●●●●●●●●●●です。南が宅地、北が道路。

以上です。

(農地担当)

現況としては畑地として管理されて、いくつか木が植まってありました。それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(14番委員)

この案件につきましても守安委員の方から問題は無いように聞いております。従いまして、詳細につきましては守安委員より説明をさせていただきますのでよろしくお願いします。

以上です。

(農地担当)

それでは、守安委員をお願いいたします。

(守安委員)

それでは、これも3月4日に調査に行って参りました。今言われたように用水は東側、北側に用水がございます。用水は問題無いと思われれます。排水については、雨水は擁壁周囲に宅内枳を設け既存の排水路へ接続します。生活排水は合併浄化槽に接続し、直接既存の排水路に流入しないように留意します。また、日照・通風ですが、周りに畑、田んぼ等ございませんので特に問題無いと思われれます。土砂ですが、申請地と隣接の西側境界部分にはブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地に土砂が流出しないようにするという事です。総合判断的には問題無いと思われれますので、この案件よろしくお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

113番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、113番は許可されました。

【受付番号114番】

(農地担当)

続きまして114番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。なお、これも4番委員の地区でございますので、そのまま地元委員の説明もお願いいたします。

(4番委員)

●●●●●の南100メートルぐらいのところでしょいか。東が市道、西が田、南が田、北が田んぼとの農道です。用水については、南溝手●●●●●の北西角に用水口があります。排水につきましては、申請地への雨水は市道側に側溝及び沈殿柵を設け、既設排水路に接続します。生活雑排水は合併浄化槽に接続し、直接既存排水路に流入しないように留意します。日照・通風につきましては、予定建築物は木造二階建てで全高6メートル程度のものです。西、南側に隣接農地がありますが、日照・通風に極力支障が無いよう留意します。土砂流出等については、申請地は隣接の境界部分にはコンクリート擁壁を設置し、盛土部分の崩壊により隣接地に土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして隣接地に影響は無いものと思われます。どうぞご審議ください。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

114番、を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、114番は許可されました。

【受付番号116番】

(農地担当)

続きまして116番、清音柿木の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

市の●●●●●●の南ぐらゐに位置します。東が宅地、西が市道、南が東半分が宅地、西半分が畑、北は市道です。

以上です。

(農地担当)

現況といたしましては、管理されている田と南の一部は果樹作をやられておりました。それでは、地元委員からの説明をお願いいたします。

(6番委員)

今、現地調査でご報告がありましたように、現在あの、この田んぼの方は毎年3回から4回トラクター使って何も植えてないという水田でございますし、それから●●●●●番地につきましては元々あの、畑うか家が建って宅地の北っかわにあってまあ、そこが南から入りようた自分の家の裏だっちゅうことだったんですけど、現在この畑自体は進入路も無いいう事でございますし、それから下の●●●●●につきましては、非常にまああの、買ってくれるならいう、まあ本人も毎年そういうトラクター使わなくてもいいっちゅう事ですし、まああの実際この田んぼうか畑については露天駐車場いう事でございますんで、資材置場いう事ですんで、何ら農業に関しての支障はございませんのでよろしくご審議お願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

116番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、116番は許可されました。

【受付番号117番】

(農地担当)

続きまして117番、総社の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

総社市総社なんですが、小部落で言いますと●●という所になります。十二箇郷用水の北50メートルくらいの位置ですか。県道のすぐほりなんです、東が県道、西が農道がありまして宅地、それから南が県道、北が農道がありまして宅地です。

以上です。

(農地担当)

それでは地元委員からの説明をいたします。

(15番委員)

当該農地ですが、ただ今現地調査にございましたように●●地区内でございます。まあ小部落の●●とあと刑部との境、また、住宅地と水田の境目辺りになっております。周辺状況に関しましてはただ今報告にありましてとおりで、当該農地自体は作付けはされておらず、年1回程度草の管理をされてるぐらいかなという所でございます。詳しくは地区担当推進委員でございます茅原委員をお願いいたします。

(茅原委員)

こちらの農地ですけれども、周りを道路と水路に囲まれております。で、今回申請地の北側が●●●●●の施設となっております、その建物のさらに北側が駐車場になっておるんですけれども、いつもたくさんの車が止まっております。従業員がまあ約20名ほどおられて、それぞれ車で通勤されておまして、あとは施設の車も7台ほどありますので、まあ非常に沢山の車があってまあ置き場として今回の申請地を露天駐車場として利用したいという事でございます。現況は先程お話にあったとおり畑、休耕田となっております、既存の道路よりちょっと下がった状態の農地でございます。こちらへ砂利を道路の高さまで砂利を敷かれて駐車場として使いたいという事でございます。で、雨水につきましては自然排水という事ではありますが、北側に水路というか側溝のようなものですが、そこから既存の水路に排出されるのではないかと思います。露天駐車場につきまして建物施設が在りませんので日照・通風については影響はないかと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな

い農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

117番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、117番は許可されました。

【受付番号119番】

(農地担当)

続きまして119番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。そのまま地元委員の説明もお願いいたします。

(4番委員)

場所は●●●●●の西北くらいの位置です。東が宅地、西が田、南が田、北の東側が道路、北の西側が田です。用水は、用水はもう恐らく残り作らないと思われるので必要ないと思います。排水につきましては、申請地の雨水は擁壁内周に柵を設け既存排水路に接続します。申請地の土砂は宅内柵に流入するようにし、隣接地及び水路に直接流入しないよう留意します。生活雑排水については合併浄化槽に接続し、直接既存排水路に流入しないように留意します。日照・通風については、予定建築物は平屋建てです。隣接地に農地がありますが日照・通風に支障が極力無いよう留意します。土砂流出等については、申請地は隣接地の境界部分にはブロック擁壁を設置し、盛土部分の崩壊によ

り隣接地に土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして隣接地に影響は無いものと思われ
れます。どうぞご審議ください。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しな
い農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

119番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、119番は許可されました。

【受付番号120番】

(農地担当)

続きまして120番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。そのまま地
元委員の説明もお願いいたします。

(4番委員)

(農地担当)

続きまして121番，金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。そのまま地元委員の説明もお願いいたします。

(4番委員)

場所は●●●という●●●があるんですが，そこから北へ150メートルぐらい入った所です。東の北が宅地，東の南が田，西が田，南が田，北が側溝がありましてそれから市道です。用水につきましては金井戸●●●●●の北端から用水があります。排水につきましては，申請地の雨水は沈殿枡を設置し道路側溝へ接続します。生活雑排水については合併浄化槽に接続し，直接道路側溝に流入しないようにします。日照・通風について，予定建築物は平屋建てで全高5メートル程度のものです。隣接農地がありますが日照・通風に支障が極力無いよう留意します。土砂流出等，申請地と隣接地の境界部分には土留壁を設置し，盛土部分の崩壊により隣接地へ土砂が流出しないよう留意します。総合判断としまして隣接地に影響は無いものと思われまます。どうぞご審議ください。

(農地担当)

それでは，事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが，甲種農地，第1種農地，第2種農地，第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで，第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして，ご質疑，ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で，諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

121番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め，121番は許可されました。

【受付番号109番】

(農地担当)

続きまして10ページの109番、久代の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

●●●●いんでしょうか。●●●●の西側になります。東が市道、西が畑、南が田、北が宅地です。

以上です。

(農地担当)

当該現況といたしまして綺麗に管理された畑の状態でした。それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(1番委員)

当該土地ですが、申請人の所有地という事で、何か相続でなってます。で、用水につきましては、西側と南側が田んぼになってますが特に問題はないと思います。排水の方ですが、生活排水は合併浄化槽に接続して申請地内に集中枡を設け、東の水路の方に接続します。日照・通風ですが、西側と南側が田んぼですが、建物を3メートル以上離して建てるという事で、東側は道路でまあ北に家がありますが、建物を南に建てて裏に駐車場という事で裏の家にも問題はないと聞いています。土砂の流出ですが、コンクリートで擁壁を設置して隣接地への土砂の流出をしないようにするというような事です。今回ここは2世帯住宅を建てるという事で、息子さんが今●●の近くの方に住んでいて、子どもさんが大きくなるにつれて、家も農業がありますから7反か8反かでしたか、百姓もしてますし、一緒に住むという条件の元にしてます。で、まあ現在住んでいる家も50年ぐらい前に建った非常に古い家という事もあって、それとまあ3年ぐらい前ですか、西日本豪雨の時に自宅の裏の山が崩れて少し何か納屋の方に土がやってきたという事で、現在の所は道もまあ狭いし裏が山という事でちょっと南へ出て平地に家を建てるという事で、特にまあ問題は無いという事ですのでよろしくをお願いします。

以上です。

(農地担当)

それでは推進委員でございます竹内委員、何か補足がございましたらお願いいたします。

(竹内委員)

1番委員のご報告の通りでございますので、よろしくご審議ください。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(6委員)

ちょっとすいません。こういう田畑の500平方メートル云々ちゅうのは該当しないんですか。

(主査)

今回の申請地は第2種農地という事で、面積の制限はございませんが、農地法上転用するのは必要最小限という話でさせてもらっています。今回につきましては2世帯住宅という事で、それなりの広い面積が必要という事で、今回の申請になったものです。

(6番委員)

はい分かりました。

(農地担当)

他に何かご質問等あればお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

109番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、109番は許可されました。

【受付番号110番】

(農地担当)

続きまして110番、清音三因の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

場所は●●●●の西北です。東側が●●●に入る1メートル程の道がありましてその次に宅地です。西が市道です。南も市道で、北が●●●です。

以上です。

(農地担当)

当該現況といたしまして露天駐車場に既に使われているような状況でございました。それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(5番委員)

まず転用地の状況ですが当該農地の北側は雑種地と伺いました。用水は近隣に農地はありませんので問題はありません。排水は既存排水路、側溝に流れます。生活排水はございません。日照・通風ですが、建築計画はございませんので問題ありません。土砂等の流出は、土砂等が流出しないようにします。総合判断として問題無いと思しますのでよろしくご審議お願いします。

以上です。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

ご報告にもありましたように、現在受け人の駐車場として利用されています。これは渡しの方が法の規定を知らずして駐車場として貸していたという事で、今回始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

110番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、110は許可されました。

【受付番号115番】

(農地担当)

続きまして115番、宿の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

場所はどうか、よく分かりません。東が畑、西が田、南が市道、側溝がありまして市道です。北が畑。

以上です。

(農地担当)

当該現況といたしまして、畑として利用されていました。それでは地元委員からの説明をお願いいたします。

(9番委員)

場所なんですけど、●●●●●を岡山へ向かって●●●を過ぎたら●●●があります。そこを南に300メートルほど入った所なんです。それで最近宅地化がどんどん進んでおる場所でございます。何ら問題無いかなあというふうに思いますけど、推進委員の黒江さんをお願いします。

(農地担当)

それでは黒江委員、お願いいたします。

(黒江委員)

ここは●●さんの奥さんの方の父親の土地に建てられるという事です。用水の方は、生活排水については集落の排水の方に接続して放出するので問題無いと思います。それから自然排水については水溜まりの柵を設置して水路の方に放出するようになっているので問題無いと思います。日照・通風については、建物の高さが8.35メートルで東側の境界から4.4メートル、北側の境界から2.5メートル、東側の境界から1.3メートルとなって建てられるという事で、問題無いと思います。土砂の流出については、境界の部分には現場打の擁壁を設置して、他についてはブロックで土留を設置するようになっているので特に問題無いと思っております。以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

115番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、115番は許可されました。

【受付番号118番】

(農地担当)

続きまして118番、久米の件につきまして、現地調査の報告をお願いいたします。

(4番委員)

●●の●●●というのがありますが、●●の堤防の南側になります。東が畑、西が宅地、南が宅地、北が●●の堤防になります。

以上です。

(農地担当)

当該現況といたしまして、既存の畑ということでございました。それでは地元委員からの説明を

お願いいたします。

(3番委員)

この案件は現在住んでいます住居が狭くなって建て替えが必要となって、まあそのために今回の申請に至った次第であります。地元としては別段問題無しと聞いております。詳しくは地元推進委員の山田さんの方からお願いしたいと思います。

(農地担当)

それでは山田委員、お願いいたします。

(山田委員)

今委員の方からご説明があった通りなんですけど、自宅の老朽化によりまして申請人所有の申請地、それから西側の宅地も申請人の宅地でございます。ここへ親子共同で建て替えをするという事でございます。現況はまあ今説明がありましたように、東、畑。自作です。西が自分の宅地、南が自分の畑、北側が●●の堤防であります。用水につきましては、畑でありまして支障はありません。排水につきましては、隣接の宅地内に設置する合併浄化槽、それから集水桝を経由してその後既存側溝へ排水するので問題はありません。日照・通風につきましても、東と南に農地がありますけれども建物の位置を影響の無い位置に留意して建てますので支障はありません。土砂等の流出につきましても、周囲をコンクリート並びにブロック擁壁を設置するので流出等防止する措置を取りますので支障はございません。総合判断といたしましては、営農条件への支障は無いものと思いますのでご審議の程よろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

118番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、118番は許可されました。

以上で議案第15号の審議は全て終了いたしました。

【議案第16号 農用地利用集積計画について】

(農地担当)

次に、別付けの議案第16号に入りますがどうでしょうか休憩に入った方がよろしければそう致しますが、このまま続けてもよろしいでしょうか。

(委員)

続けてください。

【15：15 10番委員退室】

(農地担当)

それでは続けさせていただきます。先に退席されてしまいましたが、議案第16号、農用地利用集積計画について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第16号 農用地利用集積計画について朗読】

(農地担当)

今事務局の説明がございましたように、今回は中間管理機構を利用しての所有権移転でございます。資料の方お目通しいただきまして、何かご質問等ございましたらお願いいたします。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ原案通り承認とさせていただきますもよろしいでしょうか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

それでは、原案通り承認とさせていただきます。10番委員にお戻りいただきください。

【15:18 10番委員入室】

【報告第8号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第8号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第8号 報告書について朗読】

【報告第9号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第9号、農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第9号 報告書について朗読】

【報告第10号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第10号、農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第10号 報告書について朗読】

【報告第11号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について】

(農地担当)

次に、報告第11号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第11号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

22ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が11件、4条関係が1件、5条関係が14件でございました。

また、追加議案といたしまして農用地利用集積計画について原案通り承認といたしました。

以上で、日程第3の付議事件の審議は全て終了いたしました。
ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4、その他に入ります。

委員の方から何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

私から農業委員の皆様へ報告があります。農業委員会は、毎年農業委員会の目標及びその達成に向けた活動、計画、目標及びその達成に向けた活動の点検評価を作成し、公表することとされています。令和3年度につきましても運営委員会で活動計画、活動の点検、評価を作成させていただき、その後総会で農業委員の皆様へ報告という事でさせていただければと思います。いかがでしょうか。

(委員)

よろしく申し上げます。

(会長)

ありがとうございます。それでは運営委員会で作成させていただきます。皆様の方で活動計画、活動の点検、評価について意見等があれば運営委員会へ申し出るようお願いいたします。次に、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(主事)

【人農地プランについて】

【全国農業新聞の購読料について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

【遊休農地対策特別委員会及び農業委員会だより編集委員会について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆さんお疲れさまでした。前回の総会の後ですが、ご挨拶申し上げた時に例の所有権放棄の話をちょっとしましたけれども、その時ちょっと間違っておりますですね、検討課題の一番最初を見とったものですから、所有権放棄できるのは農地はあまり関係ないんじゃないかなというような事を申し上げましたけれども、ちょっと間違っております、農地も当然、ただ、所有権放棄ではなくて所有権の、まあ近いと言えば近いんですけれども、国の方に引き受けてもらうように申し入れが出来ると、申請が出来ると。ただし、まあそれ条件があるので放棄とは言わないけれど、そういう事になっておりました、当然農地も対象になるというふうな事でごさいます、ちょっと間違っております。ここで訂正させていただきたいと思えます。まあまだこれから検討されて、法律として出来上がるという事でしょうが、当然あの、国が所有権引き受けるという事になると、その調査というのが、まあ国の方の職員でやるという事ではあります、何らかの形で多分事務局の方にはそれなりの協力依頼が来るんじゃないかなというような事も考えられますので、若干の負担がかかる可能性はあるのかなあと思っております。まああの直接我々委員の方にどの程度の事になるか言うような事は全く見当が付きませんが、まあ色々そういった事も変わってきておきますので、注目しておきたいなというふうに思っております。ちょっと余計な事でしたけれども。という事で、今日のところはお疲れ様でした。ありがとうございました。

閉会 午後3時48分